

営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用に係る補足

本補足は、令和 8 年 7 月 10 日付け 8 営第 275 号「営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について」に基づき、受注者が協議を行う際の手続及び提出資料等について補足するものである。

1 調達検討資材について

調達検討資材は、ナフサを由来とする建設資材であって、中東情勢の変化により供給の偏り、流通の目詰まり又は価格上昇の影響を受けているものとする。

営繕工事においては、原則として、次の資材を想定する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む。）・ 防水材（シーリング材を含む。）・ 断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等を含む。）・ 硬質ポリ塩化ビニル管・ 構造用合板 |
|--|

上記以外の資材について、調達検討資材に該当するものとして受注者から申出があった場合は、当該資材がナフサを由来とする建設資材であること、及び中東情勢の変化に起因して調達に支障又は価格上昇が生じていることを確認できる資料を提出するものとする。

確認資料としては、メーカー、販売店等が発行する資料、又は受注者がメーカー、販売店等に確認した際の協議記録等を想定する。

なお、塗料、防水材、断熱材等の調達検討資材を一部に使用した設備機器、製品等については、設備機器、製品等それ自体を原則として対象としない。

2 対象となる調達時期について

本取扱の対象となる調達検討資材は、原則として、令和 8 年 2 月 28 日以降に調達したものである。

適用日前に既に調達した資材であっても、令和 8 年 2 月 28 日以降に調達した調達検討資材であり、かつ、受発注者間で協議が整ったものについては対象とすることができる。

ただし、既済部分として既に部分払いを行っている部分に使用した調達検討資材については、原則として対象外とする。

3 別途調達経費について

別途調達経費は、調達検討資材について、流通状況の変化等により追加で必要となった経費をいう。

対象となる経費は、調達検討資材の価格上昇により必要となった材料費及び材料費に連動する専門工事業者等の諸経費等とする。

なお、労務費、機械器具費及び仮設材費は対象としない。

また、値上がりを見込んで受注者が早期に購入したことに伴う保管費、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用、その他中東情勢の変化による流通状況の影響と認められない費用は対象としない。

4 事前協議について

受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合は、原則として購入前に監督職員へ申出を行い、「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出するものとする。

協議書には、次の事項を記載する。

- ・種別
- ・資材名
- ・仕様・規格
- ・対象数量
- ・購入予定時期
- ・調達予定価格
- ・中東情勢の影響
- ・添付書類番号

特に、「中東情勢の影響」欄には、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている理由、通常と異なる調達を行う必要がある理由、調達が困難となっている状況等を具体的に記載するものとする。

添付書類としては、購入予定時期、購入予定数量、購入予定単価、仕様、規格及び対象工事のために調達する資材であることが確認できる見積書等を提出するものとする。

代替資材を調達する場合は、代替資材が設計図書で求める機能、品質、性能等を満足していることを確認できるカタログ、仕様書、性能証明書等を併せて提出するものとする。

なお、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある場合など、迅速な対応が求められる場合は、口頭、電子メール、ファクシミリ等により協議することができる。この場合においても、受注者は、事後、遅滞なく協議書を提出するものとする。

5 実施報告について

受注者は、調達検討資材を調達した後、速やかに「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」を監督職員に提出するものとする。

実施報告書には、次の事項を記載する。

- ・種別
- ・資材名
- ・仕様・規格
- ・対象数量

- ・購入時期
- ・購入価格
- ・証明書類
- ・証明書類番号

証明書類としては、調達時期、購入数量、購入単価、仕様、規格及び対象工事のために調達した資材であることが確認できる取引伝票、見積書、請求書等を添付するものとする。

なお、取引伝票、見積書、請求書等の全てを提出することを必須とするものではなく、購入価格等を確認できる資料であればよいものとする。

見積書を証明書類として使用する場合は、実勢価格を記載した見積もりを提出するものとし、その旨を明示するものとする。

実施報告書において、記載内容及び添付書類の内容が事実と相違ないことを受注者の責任において確認するものとする。

6 証明書類について

証明書類は、次の内容が確認できるものとする。

- ・対象工事のために調達した資材であること。
- ・仕様・規格が確認できること。
- ・購入時期が確認できること。
- ・購入数量が確認できること。
- ・購入価格が確認できること。
- ・対象工事で使用する数量が確認できること。

受注者と異なる者が資材を購入した場合、すなわち証明書類の宛名が受注者と異なる場合は、施工体制台帳等により、当該者が下請負人等であることを確認できる資料を提出するものとする。

中東情勢に起因した価格上昇であることが確認できる場合であっても、購入価格、購入数量、購入時期等を確認できる証明書類が提出されない場合は、本取扱の対象としない。

また、提出された資料のみでは内容の確認が困難な場合は、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

7 代替資材を調達する場合について

調達検討資材の代替資材を調達する場合は、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能、品質、性能等を満足していることを確認できる資料を提出するものとする。

代替資材の採用に当たっては、通常の設計変更と同様に、必要に応じて関係者との協議を行うものとする。

8 スライド条項との関係について

本取扱により別途調達経費を計上した調達検討資材及び別途調達経費は、スライド条項の対象外とする。

本取扱による設計変更を行った後にスライド条項を適用する場合は、別途調達経費を除いた工事費

を基準として取り扱うものとする。

9 その他

事前協議後に、新たに別途調達経費が必要となる調達検討資材が発生した場合は、受注者は速やかに監督職員に申出を行い、改めて協議するものとする。

証明書類の提出元は、受注者、下請負人等の別を問わないが、発注者に対しては、受注者の責任において提出するものとする。

疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。